

# 公認柔道指導者資格制度運用要領

第一章資格取得希望者、資格保有者に向けて

## 1. 資格の取得

1.1. 概要公認柔道指導者資格を取得するためには、該当する指導者養成講習会の全ての講習を受講し、資格審査試験（検定試験とレポート課題）に合格しなければならない。

1.2. 指導者養成講習会①A指導員養成講習会（以下、A養成講習会）は全柔連が実施する。ただし開催場所現地連盟に会場準備や当日補助員等を依頼する場合がある。②B指導員養成講習会（以下、B養成講習会）、C指導員養成講習会（以下、C養成講習会）および準指導員養成講習会は各都道府県連盟（協会）が実施する。

1.2.1. 講習会の受講要件会員登録、年齢、段位、指導経験の受講要件はすべて受講する指導員養成講習会（以下、養成講習会）の初日までに満たしていなければならない。ただし、年齢については満18歳以上であれば受講することはできるが、その場合は満20歳になることを停止条件として資格が認定される。

1.2.1.1. 登録受講者は全柔連登録会員であること、また事前に所定の手続きを取り許可を受けた者が受講者となることができる。

.2. 年齢A指導員：講習会の初日現在で満20歳以上

B 指導員：講習会の初日現在で満20歳以上

C指導員：講習会の初日現在で満20歳以上

（満18歳以上であれば受講することはできる）

準指導員：講習会の初日現在で満18歳以上

段位A指導員：参段以上

B指導員：参段以上

C指導員：弐段以上

準指導員：初段以上

指導経験A指導員：C指導員資格取得後の指導経験が8年以上

B指導員：C指導員資格取得後の指導経験が2年以上

C指導員：特に必要なし

準指導員：特に必要なし

指導経験の年数は年間合計30時間程度以上の指導経験がある年の合計とする。指導とは実技や監督業務等に限定されず、連盟役員など柔道活動全般に関する指導と広くとらえる。履歴等の申請書類で確認できない場合は、必要に応じて証明できる書類の提出を求めることができる。

- .2.2. 受講の有効期限講習の受講記録の有効期限は受講した日より4年後までとする。この期限までに資格審査試験（検定試験とレポート課題）に合格することで資格が認定される。有効期限を過ぎた受講記録は無効となる。

## 2. 資格の有効要件

### 2.1. 総論

指導者資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

- ① 指導者資格が認定され、有効期間内にあること。
- ② 本連盟会員登録をしていること（ただし、休会員登録を除く）。
- ③ 指導者資格登録をしていること。
- ④ 指導者資格が停止されていないこと。

### 2.2. 有効期間

① A指導員資格、B指導員資格およびC指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連盟が指定する更新に係る講習会を受講し、別途定められた条件を満たすことにより、さらに4年間更新されるものとし、以後これにならう。

② 準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に当該資格を認定する資格審査委員会が指定する更新に係る講習会を受講することにより、さらに2年間更新されるものとし、以後これにならう。

### 2.3. 全柔連会員登録

全柔連登録会員であることが必須。

2.4. 指導者資格登録指導者資格取得者および準指導員は「指導者資格登録」を行う。指導者資格は「指導者資格登録」を行うことにより有効となる。

2.5. 指導者資格が停止されていないこと倫理・懲戒規程等により指導者資格が停止されている期間は、資格は有効でない。

### 2.6. 資格の再有効化

指導者資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる

- ① 更新しないまま有効期間を徒過したとき 更新の要件を満たす。
- ② 会員登録、資格登録を怠ったとき 登録する。
- ③ 指導者資格が停止されたとき 停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たす。

3. 資格の更新指導者資格の有効期間満了前に更新講習によって得られる更新ポイントが指定ポイント数に到達することで、資格の有効期間が更新される。ただし有効期間内に更新条件を満たさなかった場合、資格は有効でなくなる。

3.1. 更新講習会指導者を対象にした講習／研修／講演等で全柔連、地区柔連（協会）、都道府県連盟（協会）が指定し全柔連が認めたものを「更新講習会」とする。

①B指導員は、A指導員養成講習会を更新講習会として受講できない。C指導員は、A・B指導員養成講習会を更新講習会として受講できない。②他団体による指導者講習会（例：教育委員会、講道館等）で受講状況の管理ができるものは指定可能。③柔道を直接扱っていなくても指導力向上に有益なスポーツ科学や指導倫理に関する講習会は広く指定可能（例：スポーツ選手の栄養講座、救急救命法等）。

※②、③に関しては全柔連が直接指定するものと都道府県柔道連盟（協会）が全柔連に申告し全柔連が指定するものがある。

3.1.1. 更新講習会受講の可否①有効期間内に資格が更新されなかった場合更新講習会を受講することができる。②休会員である場合更新講習会を受講することはできない。

3.2. 更新ポイントA～C指導員資格の更新はポイント制とし、以下のポイントを取得すると更新される。A指導員：10ポイント。B指導員：10ポイント。C指導員：6ポイント。準指導員の資格はC指導員養成講習会の「救急処置法」2時間の受講により更新される。

#### 定義

①1ポイントは60分間以上の講義1回を受講した場合に付与される。ポイントの有効期限は4年間とし、有効期限内のポイントの合計が所定のポイント数に達したときに資格が更新される。

②所定の更新ポイント数を超えて取得した更新ポイントは資格有効期間が満了すると失効し、次の有効期間に持ち越されることはない。

③審判法や形に特化した講習会（審判講習会、形講習会）は、講義時間にかかわらず、有効期間内にそれぞれ1ポイントのみ付与される。

例えば Aライセンス審判員講習会は有効期間内に何度受講しても1ポイントのみ認められる。

④指導者講習会の1講義科目として実施される審判法や形は上記③の対象外とし、通常の講義と同様に1講義1ポイントで付与される。⑤養成講習会や更新講習会における講師は担当講義数1に対して3ポイントを付与する。

4. 資格の停止、喪失指導者（A指導員、B指導員に限る）としての技量が不足していると認めるときは、本連盟は、その指導者資格について期間を定めて停止し、または喪失させることができる。

#### 1. 日本スポーツ協会公認指導者資格

①A指導員資格を取得した場合、日本スポーツ協会公認コーチ3の専門科目の講習・試験が免除できる。

②B指導員資格を取得した場合、日本スポーツ協会公認コーチ1の専門科目の講習・試験が免除できる。